

協力金の対象となる 「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示など、他の要件を満たしていることも必要です。

【酒類の提供を行う飲食店】

8月2日以前は22時から翌朝5時までの間に営業していた酒類を提供する飲食店ですか？

いいえ

はい

8月3日から8月31日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

8月3日から8月31日までの間
終日酒類の提供をやめましたか？

いいえ

はい

協力金の対象外

例1 従来から酒類提供20時・営業21時まで
例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

協力金の対象

例3 時短後、酒類提供20時・営業22時まで
例4 酒類提供を終日やめ、営業23時まで

【カラオケ店】

8月2日以前は22時から翌朝5時までの間に営業していたカラオケ店ですか？

いいえ

はい

8月3日から8月31日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

協力金の対象外

例1 従来から営業21時まで
例2 時短後、営業24時まで

協力金の対象

例3 時短後、営業22時まで